

取 扱 基 準

名 称	移住モデル地区定住促進住宅支援事業
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	移住モデル地区に指定された秋葉区金津里山地区への移住・定住を促進することを目的として、同地区の住宅を取得又は賃借して新潟県外から移住する者に対して、補助金等を交付します。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	・活用件数 1件
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	補助事業者が個人であるため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	・住宅への引っ越しに係る経費 ・賃貸住宅に係る経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	令和元年11月28日以降、秋葉区金津里山地区に住宅を取得又は賃借して県外から移住した世帯 ○住宅への引っ越しに係る経費 取得又は賃借した住宅への引っ越しに係る経費の1/1（上限10万円、中学生以下の子ども又は妊娠している方がいる世帯は上限15万円） ○賃貸住宅に係る経費 住宅手当を控除した月額家賃の1/2（上限月1万2千円、2年間） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 他市の制度を参考に算定
開始時期	令和 3年 4月 1日
評価の時期	令和 5年 9月30日
終 期	令和 6年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 補助事業者が個人であるため、情報の公表は行いません。 [媒体]
担当部署	秋葉区役所 地域総務課 企画グループ 電 話 0250-25-5672 (直通) e-mail chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp